

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要になりました

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。

*令和元年9月30日以前に指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)



吹田市から指定を受けた日	初回更新までの有効期間
済み H10.4.1~H11.3.31	改正法施行日の前日から1年：2020年9月29日まで
H11.4.1~H15.3.31	改正法施行日の前日から2年：2021年9月29日まで
H15.4.1~H19.3.31	〃 3年：2022年9月29日まで
H19.4.1~H25.3.31	〃 4年：2023年9月29日まで
H25.4.1~R1.9.30	〃 5年：2024年9月29日まで

更新手続きについては、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に郵送で通知をします。

なお、「宛先不明」の不達等の事業者への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の2(指定の申請)に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠落要件に該当しない者
*法令第25条の3及び省令20条に準拠

●更新申請に必要な書類

- *省令第18条に準拠
- ・指定申請書及び誓約書
 - ・機械器具調査
 - ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
 - ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等の写し)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います(参考)

*法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技術を有する者の従事状況

◎4項目の確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

★指定の更新に係る手数料(吹田市水道条例第28条) 6,000円 が必要です。



指定の更新申請についてのお問い合わせは
水道部工務室給水相談グループ TEL06-6384-1258